

○市長部局の職制に関する規則 第4条第1項～第3項 抜粋

(職務)

第4条 前条第1項又は第2項の規定に基づき設置する職にある者(次項から第6項までに規定する者を除く。)の職務は、おおむね次の表のとおりとする。

区分	職務
部長	(1) 市長及び副市長の命を受け、所管する部の事務を掌理し、その事務の処理について、所属職員を指揮監督すること。 (2) 市政の基本方針の決定について、市長及び副市長を補佐すること。
次長	所属部長を補佐し、所属部長が指定する担当事務を総括整理すること。
室長	所属部長の命を受け、所管する室の事務を掌理し、その事務の処理について、所属職員を指揮監督すること。
課長	(1) 所属上司の命を受け、所管する課の事務又は担当事務を掌理し、その事務の処理について所属職員を指揮監督すること。 (2) 所管する課の事務又は担当事務の執行について、所属職員が最善の努力を払い、かつ、有効な方法で執務するよう指導教育を行うこと。 (3) 部の総務を担当する課の課長にあつては、所属部長及び次長を補佐し、部内各課の事務事業の執行の調整を図ること。
課長代理	(1) 所属上司の命を受け、グループの担当事務を執行するとともに、グループの事務の処理について所属職員を指揮監督すること。 (2) 所属上司を補佐し、所属上司が指定する担当事務を総括整理すること。 (3) 所属上司に協力して、所属職員の指導教育を行うこと。
係長	(1) 所属上司を補佐するとともに、所属上司の命を受け、グループの担当事務の処理について、所属職員を指揮監督すること。 (2) 所属上司に協力して、所属職員の指導教育を行うこと。
主任	所属上司の命を受け、グループの担当事務の処理について、所属職員の指導教育を行うこと。

2 監督、班長及び副班長の職にある者の職務は、おおむね次の表のとおりとする。

区分	職務
監督	(1) 所属上司の命を受け、グループの担当業務を総括するとともに、その処理について、所属技術職員を指揮監督すること。 (2) 所属上司に協力して、所属技術職員の指導教育を行うこと。
班長	(1) 所属上司の命を受け、グループの担当業務の処理について、所属技術職員を指揮監督すること。 (2) 所属上司に協力して、所属技術職員の指導教育を行うこと。
副班長	所属上司に協力して、所属技術職員の指導教育を行うこと。

3 理事、参事、副参事、主幹及び副主幹の職にある者の職務は、おおむね次の表のとおりとする。

区分	職務
理事	(1) 市長及び副市長の命を受け、市議会との連絡調整及び部間の事務執行の調整を図ること。 (2) 市長に対し、政策に関して意見を具申すること。 (3) 市長及び副市長の命を受け、特命事項の執行に当たること。 (4) 市長が指定する理事にあっては、市長の命を受け、副市長の職務の一部について、その執行に当たること。
参事	所属部長の命を受け、所属部長が指定する担当事務の執行に当たること。
副参事	所属部長の命を受け、所属部長が指定する事務の執行の調整に当たること。
主幹	所属部長の命を受け、所属部長が指定する担当事務の執行に当たること。
副主幹	所属部長の命を受け、所属部長が指定する事務の執行の調整に当たること。